



平成 21 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 北陸ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 高見 幸三
(JASDAQ コード番号 : 1763)
問合せ先 代表取締役専務 林 諭高
(連絡先電話番号 076-222-1558)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「I. 定款の一部変更について 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件 (1)変更の理由」において定義します。)の取得について、平成 21 年 8 月 18 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本臨時株主総会及び本種類株主総会における議案が原案どおり承認可決された場合においては、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 8 月 19 日から平成 21 年 9 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 9 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

記

I. 定款の一部変更について

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(1))

(1) 変更の理由

平成 21 年 6 月 25 日付当社プレスリリース「自己株式の公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」等にてご報告しておりますとおり、当社は、平成 21 年 5 月 14 日から同年 6 月 24 日まで当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、平成 21 年 7 月 1 日(決済の開始日)をもって、当社普通株式 4,020,836 株を取得いたしました。その結果、北陸総合計画株式会社(以下「北陸総合計画」といいます。)が保有する当社普通株式に係る議決権の数(4,184 個)及びミサワホーム株式会社(以下「ミサワホーム」といいます。)が保有する当社普通株式に係る議決権の数(697 個)の合計数は、総株主の議決権の数の 91.00%(小数点以下第三位を四捨五入。なお、総株主の議決権の数は、当社の第 39 期有価証券報告書に記載された平成 21 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数(13,405 個)より、本公開買付けに応募のあった

株式(4,020,836株)に係る議決権の数(8,401個)を減じた数である5,364個として計算しております。)となっております。

当社は、平成21年5月13日付プレスリリース「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」等で表明しておりますとおり、景気悪化に伴い受注環境が悪化する中であって、可及的速やかに抜本的な事業構造の転換・多様化を実現し、中長期的な収益力の強化を図る観点から、意思決定及び各経営施策実現の速度を上げ、トップダウンによる抜本的な経営改革を実現するためには、上場企業であることに伴う経営上の様々な制約を除去する当社普通株式の非公開化(以下「本非公開化」といいます。)が、当社及び株主様をはじめとするステークホルダーの皆様にとって最善の方策であるとの判断に至り、本公開買付け及び以下の①乃至③の方法による本非公開化(当該①乃至③の各手続を総称して、以下「本非公開化手続」といいます。)を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配請求権に係る優先株式であるA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①の手続による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって発行済みの全部取得条項付普通株式の全てを取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式315,000分の1株を交付する旨を定めるものといたします。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②の各手続による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、株主の皆様から当社の発行済みの全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、各株主の皆様に対して、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式315,000分の1株を交付いたします。この際、北陸総合計画及びミサワホーム以外の各株主の皆様へ交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件(1)は、本非公開化手続のうち上記①の手続として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、上記①の手続は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②の手続を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、下記2.及びII.においてもご説明いたしますとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記①及び②の各手続による変更後の当社定款の定め

従って、当社が株主総会の特別決議によって発行済みの全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）の全部を取得した場合（即ち、本非公開化手続を実施した場合）、上記のとおり、北陸総合計画及びミサワホーム以外の各株主の皆様を取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし、当該売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社がA種種類株式を買取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式の数に300円（当社が本公開買付けを行った際の1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数の調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、定款一部変更の件(1)に係る定款変更は、定款一部変更の件(1)が本臨時株主総会において承認可決された時点でその効力が生ずるものとします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とし、 <u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は2,399万9,980株、第6条の2に定める内容の株式（以下、「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は20株とする。</u>
(新設)	<u>(A種種類株式)</u> 第6条の2 当社は、 <u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下、「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 500株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、500株とし、A種種類株式の単元株式数は、<u>1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会) 第17条の2 <u>第12条第2項、第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3. <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件(2)）

(1) 変更の理由

定款一部変更の件(2)は、本非公開化手続における上記 1. (1)②の手続として、定款一部変更の件(1)による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設けるものであります。

また、本非公開化手続における上記 1. (1)②の手続の後、株主総会の特別決議によって当社は株主の皆様から発行済みの全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を取得しますが（本非公開化手続における上記 1. (1)③の手続）、当該

取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、定款一部変更の件(1)における定款変更案により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、北陸総合計画及びミサワホーム以外の各株主の皆様へ交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、315,000分の1株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであり、定款一部変更の件(1)による変更後の当社定款の一部を更に追加変更するものであります。なお、定款一部変更の件(2)に係る定款変更は、定款一部変更の件(1)に係る定款変更の効力が生ずること及び本臨時株主総会において下記Ⅱ. 記載の全部取得条項付普通株式の取得の件が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件(2)の追加変更案と同内容の変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成21年9月30日にその効力が生ずるものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

定款一部変更の件(1)による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を31万5,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本非公開化手続における上記Ⅰ. 1. (1)③の手続として、会社法第171条並びに定款一部変更の件(1)及び(2)による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主の皆様から発行済みの全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価は、定款一部変更の件(1)による変更後の当社定款により設けられるA種種類株式とし、定款一部変更の件(2)による変更後の当社定款第6条の3に定めるとおり、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は315,000分の1株とさせていただきます。この結果、北陸総合計画及びミサワホーム以外の各株主の皆様へ取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる

予定であり、このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認可決された場合に、株主の皆様へに交付されることになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、株主の皆様が交付を受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、裁判所の許可を得た上で、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式の数に300円（当社が本公開買付けを行った際の1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へに交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得並びに当該取得と引換えに交付する取得対価及びその交付に関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更の件(1)及び(2)による変更後の当社定款の規定に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された株主（当社を除きます。）の皆様の有する全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件(2)による変更後の当社定款第6条の3の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を、315,000分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年9月30日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件(2)に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただく予定です。

III. 本非公開化手続の日程について

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略は、以下の通りです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成21年6月27日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成21年7月12日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集に関する取締役会	平成21年7月16日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会	平成21年8月18日
種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件(1)の効力発生日	平成21年8月18日
整理銘柄への指定	平成21年8月19日
当社普通株式の売買最終日	平成21年9月18日
当社普通株式の上場廃止日	平成21年9月19日

全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件(2)の効力発生日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日

平成 21 年 9 月 30 日

平成 21 年 9 月 30 日

以 上